

◎免税対象事業者および用途

法令に定められた特定の事業者等が、特定の用途に使用する場合は、**免税の手続きを受けた場合に限り**、税のかからない軽油を購入することができます。

ただし、以下に該当する機械であっても、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものその他道路において運行されるものは除かれます。

対象となる事業者等	対象となる用途
石油化学製品製造業を営む者	エチレン等の石油化学製品を製造するための原料等の用途

以下の事業者等については、**令和9年3月31日までの購入に限り**免税の対象となります。

対象となる事業者等	対象となる用途
船舶の使用者	船舶の動力源の用途（プレジャーボート（業として使用するものを除く。）については令和7年3月31日までの購入に限る。）
自衛隊（又はオーストラリア軍隊）	通信の用に使用する機械等の電源又は動力源の用途
鉄道事業又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源の用途
農業又は林業を営む者、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び前年度の素材の生産量が1000立方メートル以上である素材生産業を営む者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源の用途
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者	事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者（製品を自ら運搬するものを除く。）	事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者	削岩機、動力付試さい機並びに事業場内において専ら鉱物の掘採・積込み・運搬のために使用する機械の動力源の用途
とび・土工事業で総務省令で定めるもの（建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業）を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものを除く。）の動力源の用途
鉱さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る。）	事業場内において専ら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
倉庫業を営む者（倉庫業法第3条の規定による登録を受けている者）	倉庫において専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
航空運送サービス業を営む者	飛行場内において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業者にあつては、中小事業者等に限る。）	廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途
木材加工業で総務省令で定めるもの（一般製材業、単板製材業、床板製材業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）を営む者	事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は経営する事業）を営む者	事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
堆肥製造業で総務省令で定めるもの（肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるバーク堆肥製造業）を営む者	事業場内において専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業を営む者（鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者）	スキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途